

青森県放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱

1 目的

本事業は、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事し、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者が、基準及び「放課後児童クラブ運営指針」（令和 7 年 1 月 22 日こ成環第 16 号こども家庭庁局長通知。以下、「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的として、青森県放課後児童支援員認定資格研修（以下「認定資格研修」という。）を実施するものである。

2 実施内容

（1）受講対象者

認定資格研修の受講対象者は、基準第 10 条第 3 号の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

（2）定員

1 回の認定資格研修の定員は、概ね 100 人程度までとする。

ただし、認定資格研修の効果に支障が生じない限り、実情に応じて実施回数や研修会場の規模等を考慮して、概ね 100 人程度を上回る定員を設定することができるものとする。

（3）研修項目・科目及び研修時間数等

研修項目、研修科目及び研修時間数は、別紙のとおりとする。また、授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるように工夫しながら実施するものとする。オンライン会議システム等を活用する場合は、受講者が特定され、受講状況把握できるようにすることや、双方向でのコミュニケーションがはかれるようにすること。

（4）研修の教材

認定資格研修の教材は、別紙に定める内容を網羅し、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用するものとする。

（5）科目の一部免除

県は、受講者が既に取得している資格に応じて、次のアからウまでのとおり、研修科目の一部について免除することができるものとする。

ア 基準第 10 条第 3 項第 1 号に規定する保育士の資格を有する者

別紙の「2（1） こどもの発達理解」、「2（2） 児童期（6歳～12歳）の生活の発達」、「2（3） 障がいのあるこどもの理解」、「2（4） 特に配慮を要するこどもの理解」

イ 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者
別紙の「2（3） 障がいのあるこどもの理解」、「2（4） 特に配慮を必要するこどもの理解」

ウ 基準第10条第3項第4号に規定する免許状を有する者
別紙の「2（1） こどもの発達理解」、「2（2） 児童期（6歳～12歳）の生活と発達」

（6）既修了科目の取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、県は、受講者に対し「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」（様式第1号）を発行することができるものとする。

（7）修了評価

認定資格研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、受講者にレポートやチェックリストを提出させること等により、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

3 手続き

（1）受講の申込み及び受講資格等の確認

認定資格研修の受講の申込み等は、次のア及びイにより行うものとする。

ア 受講の申込み及び受講資格の確認

県は、受講希望者が受講を申し込む際、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由させて、受講申込書を提出させることとする。その際、市町村は、受講希望者が基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかどうか、各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本又はその写しを提出させること等により確認を行ったうえで県に提出する。なお、受講希望者が基準第10条第3項第9号及び第10号に該当するかどうかの確認は、当該市町村が認定したことのわかる証しを添付すること等により行うものとする。

イ 受講者本人の確認

県は、受講者に住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等

の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を行うものとする。

(2) 修了の認定・修了証の交付

県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証」[賞状形式及び携帯用形式](様式第2号)を交付するものとする。

4 認定等事務

(1) 認定者名簿の作成

県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項を記載した「青森県放課後児童支援員認定者名簿」(以下「認定者名簿」という。)を作成するものとする。

(2) 認定者名簿の管理

県は、認定者名簿の管理に当たり、個人情報保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、修了証の再交付等に対応することができる体制を整備するものとする。

(3) 修了証の再交付等

県は、認定を受けた者から、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

(4) 認定の取消

県は、認定を受けた者が、次のアからエまでに掲げる事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができる。

ア 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合

イ 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合

ウ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合

エ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

5 研修参加費用

研修参加費用のうち、資料等に係る実費相当分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者等が負担するものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、認定資格研修の開催に必要な事項は、別に定

める。

(様式第 1 号：用紙規格は日本工業規格 A 4 縦型)

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生
労働省令第 63 号) 第 10 条第 3 項に規定する研修において、次の研修科
目を修了したことを証明する。

○研修科目名：

年 月 日

青森県知事

(様式第 2 号－①：用紙規格は日本工業規格 A 4 縦型)

第〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生
労働省令第 63 号) 第 10 条第 3 項に規定する研修を修了したことを証明
する。

年 月 日

青森県知事

(様式第 2 号－②)

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証
(携帯用)

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項に規定する研修を修了したことを証明する。

年 月 日

青森県知事

別紙

青森県放課後児童支援員認定資格研修の項目・科目、時間数等

【研修項目・科目と研修時間数（16科目 24時間）】

- 1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
(4.5時間／90分×3)
 - (1) 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - (2) 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - (3) こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- 2 こどもを理解するための基礎知識 (6.0時間／90分×4)
 - (1) こどもの発達理解
 - (2) 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
 - (3) 障がいのあるこどもの理解
 - (4) 特に配慮を必要とするこどもの理解
- 3 放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援 (4.5時間／90分×3)
 - (1) 放課後児童クラブに通うこどもの育成支援
 - (2) こどもの遊びの理解と支援
 - (3) 障がいのあるこどもの育成支援
- 4 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
(3.0時間／90分×2)
 - (1) 保護者との連携・協力と相談支援
 - (2) 学校・地域との連携
- 5 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 (3.0時間／90分×2)
 - (1) こどもの生活面における対応
 - (2) 安全対策・緊急時対応
- 6 放課後児童支援員として求められる役割・機能 (3.0時間／90分×2)
 - (1) 放課後児童支援員の仕事内容
 - (2) 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

項 目	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科 目	1（１）放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
時 間 数	1.5 時間（90 分）
ね ら い	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的について理解している。 2 放課後児童健全育成事業の役割について理解している。 3 放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解している。
ポイント	主に、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 5 条第 1 項、放課後児童クラブ運営指針第 1 章の 2 及び放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の目的、役割及び制度の内容について理解を促す。
主な内容	1 放課後児童健全育成事業の目的及び役割 （１）児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の目的 （２）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針における放課後児童健全育成事業の役割 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容 （１）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と市町村が定める設備及び運営に関する基準条例の役割 （２）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関する基本的な事項 3 放課後児童クラブ運営指針の内容 （１）放課後児童クラブ運営指針の役割 （２）放課後児童クラブ運営指針の構成と主な内容 4 放課後児童支援員認定資格研修事業の内容 （１）放課後児童支援員認定資格制度の目的 （２）放課後児童支援員認定資格研修事業の主な内容
講師要件	1 放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員 2 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他養成施設または福祉系大学等の教員
備 考	各都道府県・市域の放課後健全育成事業の状況を理解することも重要なため、講師は放課後児童健全育成事業の業務を担当する行政担当職員と連携し、教授内容を検討すること。

項 目	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科 目	1（2）放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
時 間 数	1.5 時間（90 分）
ね ら い	1 放課後児童健全育成事業の一般原則について理解している。 2 放課後児童クラブにおける権利擁護及び法令遵守の基本について理解している。 3 こどもの権利について基礎を学んでいる。
ポイント	主に、児童福祉法第 33 条の 10、第 33 条の 11 及び第 33 条の 12、こども基本法第 3 条、児童の権利に関する条約、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 5 条、第 12 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条及び第 19 条、放課後児童クラブ運営指針第 1 章の 3（4）の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の一般原則及び権利擁護、法令順守の基本とこどもの権利について理解を促す。
主な内容	1 放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 （1）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 （2）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における権利擁護及び法令順守の内容 2 放課後児童クラブの社会的責任 （1）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童クラブの社会的責任の内容 （2）こどもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うことの大切さ 3 放課後児童クラブにおけるこどもへの虐待等の禁止と予防 （1）こどもへの虐待等の禁止と予防の理解 （2）こどもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容 4 こども家庭福祉の理念とこどもの権利に関する基礎知識 （1）こどもの権利の基礎的理解 （2）放課後児童支援員が必要とするこどもの権利に関する法令等
講師要件	1 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 2 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備 考	

項 目	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科 目	1（3）こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
時 間 数	1.5 時間（90 分）
ね ら い	1 こども家庭福祉施策の概要を学んでいる。 2 放課後児童クラブと関連するこども家庭福祉施策の内容を学んでいる。 3 放課後児童クラブと関連する放課後関係施策を理解している。
ポイント	主に、児童福祉法、子ども・子育て支援法、障がい者総合支援法、児童虐待の防止等に関する法律及び放課後児童対策に関する通知等の内容に基づいて学び、こども家庭福祉施策の概要を理解し、放課後児童健全育成事業との関連について理解を促す。
主な内容	1 こども家庭福祉の理念と政策と子ども・子育て支援新制度の概要 （1）こども家庭福祉の理念 （2）こども家庭福祉施策の体系と内容 （3）子ども・子育て支援新制度の内容 2 障がい児福祉施策の内容 （1）今日の障がい児福祉施策の内容 （2）放課後児童クラブと障がい児福祉施策との関連 3 児童虐待防止等の施策の概要 （1）児童虐待の内容と児童虐待防止等に関する施策の内容 （2）社会的養護に関する施策の概要 4 放課後児童クラブと関連する放課後関係施策 （1）放課後児童クラブと放課後関係施策との関連 （2）放課後児童クラブと直接関わる放課後関係施策（児童館、放課後子供教室、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業等）の内容
講師要件	1 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備 考	

項 目	2 こどもを理解するための基礎知識
科 目	2（１）こどもの発達理解
時 間 数	1.5 時間（90 分）
ね ら い	1 こどもの発達を理解するための基礎を学んでいる。 2 育成支援におけるこどもの発達の特徴や発達過程を理解している。 3 こどもの発達理解のための継続的な学習の支援の必要性を理解している。
ポイント	主に、育成支援に必要なこどもの発達理解に関する基礎的な事項について学び、こどもの発達理解について継続的な学習が必要であることの理解を促す。
主な内容	1 こどもの発達理解の基礎 （１）発達の概念 （２）発達の時期区分と特徴 2 こどもの遊びや生活と発達 （１）こどもの社会性の発達の理解 （２）こどもの発達における遊びの大切さ 3 こどもの発達理解と育成支援 （１）発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことの大切さ （２）こどもの発達過程における放課後児童支援員の存在の意味 4 継続的な学習の必要性 （１）こどもの理解を深めるために、こどもの発達について継続的に学習することの必要性
講師要件	1 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備 考	

項 目	2 こどもを理解するための基礎知識
科 目	2 (2) 児童期 (6 歳～12 歳) の生活と発達
時 間 数	1.5 時間 (90 分)
ね ら い	1 児童期の一般的な特徴を学んでいる。 2 児童期の発達過程と発達領域の基礎を学んでいる。 3 児童期の発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。
ポイント	主に、放課後児童クラブ運営指針第 2 章 1、2 及び 3 の内容に基づいて児童期の発達理解に関する基礎的な事項を学び、理解を深めるために継続的に学習することの大切さを理解する必要があることへの気づきを促す。
主な内容	1 こどもの発達と児童期 (1) こどもの発達から見た児童期の位置 (幼児期、思春期・青年期との関わり等) (2) 児童期の発達の特徴 2 児童期の発達過程と発達領域 (1) おおむね 6 歳～8 歳頃の発達の特徴 (2) おおむね 9 歳～10 歳頃の発達の特徴 (3) おおむね 11 歳～12 歳頃の発達の特徴 3 継続的な学習の必要性 (1) 児童期の発達理解を深めるために継続的に学習することの必要性 (2) 事例検討から学ぶことの大切さ
講師要件	1 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備 考	

項 目	2 こどもを理解するための基礎知識
科 目	2 (3) 障がいのあるこどもの理解
時 間 数	1.5 時間 (90 分)
ね ら い	1 障がいのあるこどもを理解するための基礎を学んでいる。 2 障がいのあるこどもの保護者と連携するために必要なことを学んでいる。 3 障がいのあるこどもと保護者を理解するための継続的な学習の必要性を理解している。
ポイント	主に、児童福祉法第4条及び第6条の2の2、障害者基本法（障がい者の権利に関する条約などを含む）、発達障害者支援法（発達障がいに関する最近の研究動向などを含む）等の内容に基づいて学び、障がいのあるこどもや保護者の理解及び障がいのあるこどもの福祉に関する基礎と学習課題について理解を促す。
主な内容	1 こどもの障がいについての基礎知識 (1) 障がいの概念 (2) 障がいのあるこどもの発達の特徴 2 発達障がいについての基礎知識 (1) 発達障がいの定義と障がい特性 (2) 発達障がい理解の基礎 3 障がいのあるこどもの保護者を理解するための基礎知識 (1) 障がいのあるこどもの保護者の気持ちを受け止めることの大切さ (2) 障がいのあるこどもの保護者との連携に当たって配慮すること 4 障がいのあるこどもと保護者を理解するための学習 (1) 障がいのあるこどもに関する専門機関等との連携の必要性 (2) 障がいのあるこどもと保護者の理解を深めるために継続的に学習することの必要性及び事例検討から学ぶことの大切さ
講師要件	1 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 2 養護教諭
備 考	

項 目	2 こどもを理解するための基礎知識
科 目	2（4）特に配慮を必要とするこどもの理解
時 間 数	1.5 時間（90 分）
ね ら い	1 児童虐待の現状と対応についての基礎を学んでいる。 2 特に配慮を必要とするこどものいる家庭の状況について理解している。 3 特に配慮を必要とするこどもについて、関連する事業と連携、協力して支援する必要があることについて理解している。
ポイント	主に、児童虐待の防止等に関する法律、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、こども大綱、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針などの内容に基づいて学び、児童虐待及び特に配慮を必要とするこどもの現状と対応、支援のあり方について理解を促す。
主な内容	1 児童虐待の内容と対応 （1）児童虐待の現状と内容 （2）児童虐待の早期発見と早期対応の必要性 2 特に配慮を必要とするこどもの理解 （1）こどもの養育に困難を抱えている家庭の現状と課題 （2）ひとり親家庭への子育てと生活支援の施策 3 特に配慮を必要とするこどもの支援についての理解 （1）特に配慮を必要とするこどもの家庭からの相談への配慮のあり方の理解 （2）特に配慮を必要とするこどもに関する学校との連携についての理解 4 要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブ （1）要保護児童対策地域協議会の目的及び役割 （2）要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブの関わり
講師要件	1 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 2 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司 3 乳児院又は児童養護施設の長 4 こども家庭ソーシャルワーカーの認定資格を有している者
備 考	

項 目	3 放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援
科 目	3（１）放課後児童クラブに通うこどもの育成支援
時 間 数	1.5 時間（90 分）
ね ら い	1 放課後児童クラブにおける育成支援の内容を理解している。 2 こどもの視点からみた育成支援のあり方について理解している。 3 育成支援の記録と職場内での事例検討の必要性について理解している。
ポイント	主に、放課後児童クラブ運営指針第 1 章 3（１）、（２）、第 2 章及び第 3 章の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおいて、こどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るための育成支援の具体的な内容の理解を促す。
主な内容	1 放課後児童クラブにおける育成支援の基本 （１）放課後児童クラブ運営指針における育成支援の基本的な考え方 （２）こどもの発達過程を踏まえた育成支援の配慮事項 2 育成支援の内容 （１）放課後児童クラブ運営指針における育成支援の主な内容 （２）育成支援における特に配慮を必要とするこどもへの対応 3 育成支援における記録及び職場内での事例検討 （１）育成支援における記録の必要性 （２）職場内での情報共有と事例検討の必要性
講師要件	1 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等
備 考	

項 目	3 放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援
科 目	3 (2) こどもの遊びの理解と支援
時 間 数	1.5 時間 (90 分)
ね ら い	1 こどもの生活における遊びの大切さについて理解している。 2 こどもが発達段階に応じた主体的な遊びを行うことの大切さを理解している。 3 こどもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を理解している。
ポイント	主に、放課後児童クラブ運営指針第2章4, 5及び第3章1の内容に基づいて学び、こどもの生活における遊びの大切さ及びこどもの遊びへの対応のあり方について理解を促す。また、講義に際して、「2—④」及び「2—⑤」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	1 こどもの遊びと発達 (1) こどもの生活における遊びの大切さ (2) 児童期の遊びの特徴と発達の関わり 2 こどもの遊びと仲間関係 (1) こどもが自発的に遊びをつくり出すことの理解 (2) 遊びの中でこども同士の仲間関係を育てることの必要性 3 こどもの遊びと環境 (1) 遊びにはこどもが安心できる環境が必要であることの理解 (2) 自分で遊びを選択し創造することができるように環境を整えることの大切さ 4 こどもの遊びと放課後児童支援員の関わり (1) こどもの発達や状況に応じた柔軟な関わりの必要性 (2) 遊びの中でのこども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことの必要性
講師要件	1 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員 2 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 3 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備 考	遊びの技術を教授する実技科目ではないことに留意すること。

項 目	3 放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援
科 目	3 (3) 障がいのあるこどもの育成支援
時 間 数	1.5 時間 (90 分)
ね ら い	1 障がいのあるこども（医療的ケアを必要とするこどもを含む。以下同じ。）の育成支援のあり方について理解している。 2 障がいのあるこどもの保護者との連携のあり方について理解している。 3 専門機関等との連携のあり方について理解している。
ポイント	主に、放課後児童クラブ運営指針第3章2, 4 (2) 及び (3) などの内容に基づいて学び、こども同士が生活を通して共に成長できるように、障がいのあるこどもの育成支援のあり方や保護者との連携のあり方などについて理解を促す。また講義に際して、「2—⑥」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	1 障がいのあるこどもの育成支援と合理的配慮 (1) 障がいのあるこどもの受入れの考え方 (2) 障がいのあるこどもの育成支援に際して留意すること 2 障がいのあるこどもの保護者との連携 (1) 家庭の状況の把握と、保護者のこどもへの気持ちを理解することの大切さ (2) こどもの様子を丁寧に伝え、保護者と一緒に放課後児童クラブでのこどもの生活の見通しをつくることの必要性 3 障がいのあるこどもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解 (1) 障がいのあるこどもの育成支援における倫理的配慮の必要性 (2) 障がいのあるこどもの理解と育成支援のあり方を職員間で共有することの大切さ 4 専門機関等との連携 (1) 放課後等デイサービス事業所、児童発達支援センター等の専門機関等と連携して育成支援の見通しを持つことの大切さ (2) 専門機関等と連携する際の配慮事項
講師要件	1 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員 2 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備 考	

項 目	4 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科 目	4（１）保護者との連携・協力と相談支援
時 間 数	1.5 時間（90 分）
ね ら い	1 保護者との連携のあり方について理解している。 2 保護者組織との連携のあり方について理解している。 3 保護者からの相談への対応へのあり方を学んでいる。
ポイント	主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 19 条、放課後児童クラブ運営指針第 1 章 3（２）、第 3 章 1（５）⑨及び 4 の内容に基づいて学び、保護者や保護者組織との連携のあり方や保護者からの相談への対応に当たって配慮することなどの理解を促す。
主な内容	1 保護者との連携 （１）保護者と密接な連絡を取り、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの必要性 （２）保護者への連絡の際に配慮すること 2 保護者組織との連携 （１）父母の会等の保護者組織との協力関係をつくることの必要性 （２）保護者同士が交流し協力して子育てが進められるように支援することの必要性 3 保護者からの相談への対応 （１）保護者との信頼関係に基づいて、保護者からの相談に応じられるような関係を気づくことの必要性 （２）保護者からの相談への対応に当たって配慮すること
講師要件	1 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員 2 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備 考	

項 目	4 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科 目	4（2）学校・地域との連携
時 間 数	1.5 時間（90 分）
ね ら い	1 学校等との連携の必要性とそのあり方について理解している。 2 保育所、認定こども園、幼稚園等との連携の必要性とそのあり方について理解している。 3 地域との連携の必要性とそのあり方について理解している。
ポイント	主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 5 条第 3 項及び第 20 条、放課後児童クラブ運営指針第 5 章の内容に基づいて学び、学校や保育所、幼稚園及び地域住民や関係機関等地域との連携のあり方や連携に当たって考慮すべきことなどの理解を促す。
主な内容	1 学校等との連携 （1）こどもの生活の連続性を配慮した学校との連携の必要性 （2）学校との情報交換や情報共有を日常的、定期的に行う際に考慮すること （3）放課後子供教室等との連携 2 保育所、認定こども園、幼稚園等との連携 （1）こどもの発達の連続性を配慮した保育所、認定こども園、幼稚園等との連携の必要性 （2）こどもの状況について保育所、認定こども園、幼稚園等と情報交換や情報共有を行う際に考慮すること 3 地域住民や関係機関等との連携 （1）こどもの成長、発達にとって地域が果たす役割と地域の関係者、関係機関との連携の必要性 （2）こどもに関わる地域住民や福祉、保健及び医療等関係機関等との連携 4 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ （1）学校施設を活用して実施する放課後児童クラブの運営 （2）児童館を活用して実施する放課後児童クラブの運営
講師要件	1 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 2 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備 考	放課後子供教室等地域学校協働活動については、教育委員会担当者と連携して教授内容を検討すること。

項 目	5 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科 目	5 (1) こどもの生活面における対応
時 間 数	1.5 時間 (90 分)
ね ら い	1 こどもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性とそのあり方を理解している。 2 こどもの健康維持のための衛生管理について理解している。 3 食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を学んでいる。
ポイント	主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 13 条、放課後児童クラブ運営指針第 3 章の 1 (5) ⑦、第 6 章の 1 (2) 及び 2 (1) の内容に基づいて学び、こどもの健康管理、情緒の安定及び確保のあり方と食物アレルギー等への対応について理解を促す。なお、その際、「こどもの施設における衛生管理と衛生指導の知識」及び「食物アレルギーと救急対応の知識」については、その分野における関連資料を活用して行うことが望ましい。
主な内容	1 こどもの健康管理及び情緒の安定 (1) 出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の観察の必要性 (2) こどもの状態の把握と安定した情緒で過ごせるようにするための配慮 2 こどもの健康管理に関する保護者との連絡や学校との連携 (1) 保護者とのこどもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の必要性 (2) 学校とのこどもの健康状態や心身の状況に配慮が必要な際の連絡や連携 3 衛生管理と衛生指導 (1) 施設及び設備の衛生管理と、遊びや活動の内容を考慮した衛生指導 (2) おやつ提供時の衛生管理と衛生指導 4 食物アレルギーのある子ども等への対応 (1) 食物アレルギーのあるこどもの保護者からの情報提供の確認及び放課後児童クラブでの対応 (2) 救急時 (アナフィラキシー、誤嚥事故等) 対応の知識
講師要件	1 養護教諭 2 従事期間が 5 年以上の栄養士又は管理栄養士 3 医師 4 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備 考	

項 目	5 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科 目	5（2）安全対策・緊急時対応
時 間 数	1.5 時間（90 分）
ね ら い	1 安全対策及び緊急時対応のあり方について理解している。 2 安全対策及び緊急時対応についての具体的な取組みの内容について理解している。 3 安全対策及び緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解している。
ポイント	主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 5 条第 5 項、第 6 条の 2、第 6 条の 3、第 12 条の 2、第 13 条及び第 21 条、放課後児童クラブ運営指針第 3 章の 1（5）⑧、第 6 章の 2（2）、（3）及び（4）の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおける非常災害対策や緊急時、事故発生時の対応などについて理解を促す。その際、市町村の安全対策及び緊急時対応の実例を活用して行うことが望ましい。
主な内容	1 放課後児童クラブにおけるこどもの安全 （1）育成支援の際に求められるこども安全の考え方 （2）安全対策及び緊急時対応における計画策定の必要性 2 安全対策及び緊急時対応の内容 （1）事故やけがの防止と発生時の対応 （2）災害等の発生に備えた具体的な計画や防災や防犯に関する訓練の内容、感染症発生時の対応、来所及び帰宅時の安全確保等の内容 3 安全対策及び緊急時対応の留意事項 （1）安全対策及び緊急時対応について保護者と情報を共有しておくことの必要性 （2）計画に基づく保護者や関係機関等との連携及び協力や定期的な訓練の実施の必要性
講師要件	1 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員 2 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に 5 年以上従事している児童の遊びを指導する者 3 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備 考	近年の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正や、放課後児童クラブ等における重大事故を踏まえた内容を教授すること。

項 目	6 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科 目	6（１）放課後児童支援員の仕事内容
時 間 数	1.5 時間（90 分）
ね ら い	1 放課後児童支援員の仕事内容と求められる資質及び技能について理解している。 2 放課後児童支援員の育成支援以外の職務の内容について理解している。 3 放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と職場倫理について理解している。
ポイント	主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 7 条及び第 8 条、放課後児童クラブ運営指針第 3 章、第 4 章 5 及び第 7 章 3 の内容に基づいて学び、放課後児童支援員としての役割や求められる資質及び技能などについて理解を促す。また、講義に際して、「1—②」、「3—⑧」及び「6—⑩」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	1 放課後児童支援員の仕事内容 （１）育成支援の内容と放課後児童支援員の役割 （２）育成支援を支える職務の内容 2 放課後児童支援員に求められる資質及び技能 （１）「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」、「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」の内容 （２）放課後児童支援員の自己研鑽と運営主体による資質向上のための研修機会の確保の必要性 3 放課後児童クラブにおける職員集団のあり方 （１）情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場体制の構築 （２）事例検討や自己研鑽を通して建設的な意見交換のできる職員集団の形成 4 放課後児童支援員の社会的責任と職場理論 （１）放課後児童クラブの役割から求められる放課後児童支援員の社会的責任 （２）職場倫理の自覚と事業内容の向上への組織的な取り組み
講師要件	1 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等
備 考	

項 目	6 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科 目	6（２）放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守
時 間 数	1.5 時間（90 分）
ね ら い	1 放課後児童クラブの運営管理の内容について理解している。 2 要望及び苦情への対応のあり方について理解している。 3 運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解している。
ポイント	主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 5 条第 2 項及び第 4 項、第 11 条、第 14 条及び第 17 条、放課後児童クラブ運営指針第 4 章、第 7 章の 1 及び 2 の内容に基づいて学び、放課後児童クラブの運営管理に当たって留意すべき事項、要望及び苦情への取組みのあり方、運営主体が行わなければならない人権の尊重と法令順守のあり方及び取組みなどについて理解を促す。また、講義に際して「1—②」及び「6—⑮」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	1 放課後児童クラブの運営管理 （１）運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程の内容 （２）労働環境整備の必要性和、適正な会計管理及び情報公開 2 利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取組み （１）利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任 （２）要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項 3 運営内容の自己評価、第三者評価と公表 （１）こどもや保護者の意見や関係機関等からの提言を事業内容に反省させることの必要性 （２）事業運営の自己評価、第三者評価と公表の必要性 4 運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護、性暴力防止等） （１）放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任 （２）運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令遵守
講師要件	1 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等 2 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に 5 年以上従事している遊びを指導する者
備 考	